

令和7年度の放課後児童クラブの通年入所児童を募集！

令和7年度（令和7年4月1日から）の放課後児童クラブの通年入所児童を募集します。
現在入所中の方も、申し込みが必要です。

1 放課後児童クラブの募集対象児童

小学校に就学している児童のうち、その保護者が就労などの理由から、昼間家庭にいないため、授業の終了後や長期休暇中に、適切な保護を受けることができない児童。

※ 全学年の児童が募集対象です。

2 クラブの名称等

名 称	開 設 場 所	定 員
湯本こどもクラブ	湯 本 小 学 校 内	32 人
箱根こどもクラブ	箱根の森小学校内	29 人
きんときクラブ	仙石原小学校内	27 人
すぎのこクラブ	箱 根 幼 稚 園 内	17 人

※ 箱根こどもクラブの応募状況によっては、箱根地域にお住まいの方に、すぎのこクラブへの入所をお願いする場合があります。ご承知おきください。

3 開所時間・開所日

開所時間：小学校の放課後 14 時ごろから 18 時 30 分まで

開 所 日：月曜日から土曜日まで

※1 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は、開所しません。

※2 土曜日、春・夏・冬休み期間中、運動会振替休日の開所時間は、8時から18時30分まで。

4 職員

常時2人以上の職員（放課後児童支援員および補助員）が子どもたちと活動します。

5 保護者負担金

① 基本料金：7,000 円（7 月は 8,000 円、8 月は 9,000 円）※おやつ代・保険料込み

② 延長料金：18 時以降の利用 1 回につき 100 円

※1 同一世帯から2人以上の入所児童がいる場合の2番目以降の児童の基本料金は、1番目の児童の1/2の額（3,500 円（7 月分は 4,000 円、8 月分は 4,500 円））となります。

※2 基本料金は、生活保護法に基づく保護を受けている世帯等には減免制度がありますので、ご相談ください。

※3 支払方法はさがみ信用金庫の口座からの口座振替となりますので、口座をお持ちでない方は新たに口座を開設してください。

6 傷害保険

入所児童に対しては、一括して傷害保険に加入し、クラブ内で事故や怪我などがあったときは、保険が適用されます。

7 提出書類

- ① 『放課後児童クラブ入所申請書』
- ② 『就労証明書』（事業所が証明したもの）

※ 提出書類は、学校・放課後児童クラブ・幼児学園・保育園を通じて配布します。
子育て支援課及び出張所においては11月25日（月）から配布します。
インターネットからもダウンロードできます。

※ 就労証明書は、就労している家族（世帯員）全員分必要となります。

- ③ すぎのこクラブ入所希望調書

※ 箱根の森小学校へ通学されているご家庭で、すぎのこクラブへ入所を希望する方のみ

8 受付期間

令和6年12月2日（月） ～ 令和7年1月17日（金）

期日厳守 4月1日から入所を希望される場合は必ず受付期間内に申請をしてください。

9 提出先

子育て支援課または出張所

10 その他

- ① 入所希望者が定員を超えた場合には、審査のうえ入所児童を決定します。
- ② 児童が集団生活において指導を受けることが困難と認められるとき、その他クラブの管理運営上支障があると認められるときは、クラブへの入所を制限することがあります。また、入所後において、同様の状況となった場合は、退所になることがあります。
- ③ 給食がない日ならびに夏休み、冬休みおよび春休み期間中の昼食は、家庭で弁当を用意してください。町では宅食サービスも行っています（1食300円）。ぜひご利用ください。
- ④ 児童の安全のため、児童の迎えは、必ず保護者または保護者に代わる方（事前に登録された方）がクラブ開所時間内に行くことを厳守してください。



お問い合わせは…

箱根町 福祉部 子育て支援課 子育て推進係
Tel 0460（85）9595